

肥料販売業務開始届出書

年　月　日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

下記のとおり肥料の販売業務を行いたいので、肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 販売業務を行う事業場の所在地

3 保管する施設の所在地（岐阜県内に在るものに限る。）

添付書類

- ・法人にあっては現在事項全部証明書、個人あつては届出者の住民票の写し
- ・付近の見取図
- ・提出期間内に提出できなかつた場合は「遅延理由書」

提出部数

正副 2 部

提出期間

販売業務を開始した後 2 週間以内

提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1
岐阜県農政部農産園芸課ぎふ清流 GAP 推進係

提出方法

郵便、信書便又は提出先へ持参

肥料販売業務開始届出事項変更届出書

年 月 日

岐阜県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た事項に下記のとおり変更が生じたので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

記

1 変更した年月日

2 変更した事項

3 変更した理由

添付書類

変更事項	提出書類
個人の氏名（相続による変更を除く。）	変更の内容が確認できる住民票の写し
法人の名称及び代表者の氏名	変更の内容が確認できる登記事項証明書
住所（個人）	変更の内容が確認できる住民票の写し
主たる事務所の所在地（法人）	変更の内容が確認できる登記事項証明書
販売業務を行う事業所の所在地	付近の見取図（追加の場合のみ）
	変更前、変更後の事業所一覧
保管する施設の所在地	付近の見取図（追加の場合のみ）
	変更前、変更後の保管施設一覧

- ・提出期間内に提出できなかった場合は「遅延理由書」

提出部数

正副 2 部

提出期間

変更が生じたときから 2 週間以内

提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1
岐阜県農政部農産園芸課ぎふ清流 GAP 推進係

提出方法

郵便、信書便又は提出先へ持参

肥料販売業務廃止届出書

年　　月　　日

岐阜県知事 様

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

さきに 年 月 日付けで肥料の品質の確保等に関する法律第 23 条第 1 項の規定により届け出た肥料販売業務を 年 月 日に廃止したので、同条第 2 項の規定により届け出ます。

添付書類

- ・提出期間内に提出できなかった場合は「遅延理由書」

提出部数

正副 2 部

提出期間

販売業務を廃止した日から 2 週間以内

提出先

〒500-8570 岐阜市薮田南 2-1-1

岐阜県農政部農産園芸課ぎふ清流 GAP 推進係

提出方法

郵便、信書便又は提出先へ持参